

令和3年12月16日開催 静岡県森林審議会（林地保全部会）議事録  
審議事項：林地開発許可について

令和4年1月9日

議事録署名人 ●●●● )

事務局 (水野班長)	定刻となりましたので、令和3年度静岡県森林審議会第3回林地保全部会を開催します。 森林保全課の水野です。よろしくお願いします。 本日は、本年6月24日に開催しました森林審議会林地保全部会において継続審議となりました個別諮問案件2件の御審議をお願いいたします。 それでははじめに、宮崎森林保全課長から御挨拶申し上げます。
事務局 (宮崎課長)	(挨拶)
事務局 (水野班長)	次に、議長の選任に移りたいと思います。 例規集にございます「静岡県森林審議会林地保全部会運営規程」第6条に基づき、吉崎部会長に議長をお願いしたいと思います。 吉崎部会長、よろしくお願いします。
吉崎議長	今日の案件も、前回の審議で慎重に、継続審議にしたいということで今日に至ったというように承知しております。本日もいろいろな状況の説明があるかと思しますので、継続審議にはなりますが、重要な案件ですし、委員の皆さんの御意見を聞きながら進めてまいりたいと考えているのでご協力をお願いします。 まず、傍聴者の有無について、事務局から報告してください。
事務局 (水野班長)	本日は、3名の傍聴者がおります。公開、非公開を分けて御審議をお願いいたします。
吉崎議長	それでは事務局から報告がありましたとおり、本日は傍聴者がいらっしゃいますので、少し審議が前後することがあるかもしれませんが、公開、非公開を分けて審議を進めたいと思いますのでよろしくお願いします。 傍聴者の方にはお願いしたいこととしては、傍聴者は傍聴要領を遵守し、静粛に傍聴していただくようお願いします。発言、拍手その他の方法により、何らかの意思の表明等があった場合は退席していただくこともあると思いますのでよろしくお願いします。

	<p>また、審議中の写真撮影、録画、録音等につきましても、行わないようお願いいたします。</p> <p>なお、本日の審議内容には、一部公開できない情報が含まれています。その部分の説明及び審議に際しましては、傍聴者の皆様には、いったん退席していただきますので、あらかじめ御承知おきください。</p> <p>それでは、事務局から資料の確認及び定足数について報告してください。</p>
事務局 (水野班長)	<p>まず、資料の御確認をお願いします。</p> <p>6月の林地保全部会の際、皆様に、ピンク色のファイルの「令和3年度第一回静岡県森林審議会林地保全部会 資料」と、水色のファイルの「例規集」をお送りしてございます。</p> <p>また、それらのファイルとは別に、本日の次第や、追加資料を綴った黄色のファイルをお送りしています。</p> <p>資料について、お手元にございますか。</p> <p>よろしいようでしたら、次に定足数の報告をいたします。</p> <p>本日は、委員7名に御出席いただいております。静岡県森林審議会運営規程第3条の半数以上という成立要件を満たしていることを報告します。</p>
吉崎議長	<p>本日は、継続審議となっている個別諮問案件が2件とのこと。委員の皆様には、積極的な御発言と、審議の円滑な進行に御協力をお願いします。</p> <p>なお、本日の議事録の署名ですけれども、お忙しいところ恐縮ですが、●●委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p>
●●委員	はい。承りました。
吉崎議長	ありがとうございます。それではよろしく申し上げます。それでは続きまして、非開示情報の取り扱いについて事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (水野班長)	<p>委員の皆様には、非開示情報について御説明いたします。</p> <p>例規集のインデックス11番「静岡県森林審議会林地保全部会における情報提供実施要領」第2の2をご覧ください。そちらに記載のあるとおり、申請者の事業活動情報、例えば所要経費、それから申請者が、現に取組を実施している地元住民などとの合意形成活動に係る具体的な内容、あるいは、希少野生生物の生息情報などは、非開示情報に該当しますので、公開審議での発言の際には、十分御配慮いただきますようお願いいたします。</p>
吉崎議長	それでは、今回の議案の審議に移ります。事務局から説明してください。

	い。
事務局 (水野班長)	<p>まず、黄色のファイルの3ページ目、A4横の議案・林地開発許可について（個別諮問）を御覧ください。</p> <p>今回、継続審議をお願いする個別諮問案件2件につきましては、いずれも開発目的が「太陽光発電施設の設置」であり、計画箇所は、下田加増野と、下田市横川となっておりますが、先ほども説明のあったとおり、実際には隣接しております、同時期に行われる開発行為となっております。</p> <p>このため、6月の林地保全部会においては、2つの案件を一括して説明・審議させていただきましたが、今回も同様の取扱いとしてよろしいでしょうか。</p>
吉崎議長	<p>ただいま、事務局から提案がありました。委員の皆様、よろしいでしょうか。実際は2件の案件ですが、それらは連続しているため、その連続した一連のものとして委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。</p> <p>（異議なし）</p> <p>では、2件の案件を一括して審議することとします。</p> <p>本日、傍聴者もいらっしゃいますので、本日の審議の流れについて確認させていただきます。</p> <p>今回審議する案件の詳細説明については、6月に実施済みですので、「6月部会における審議の概要と補足事項」及び「6月部会からの変更点」について、事務局からの説明をお願いし、これらについて質疑応答を行いたいと思っております。</p> <p>はじめに、公開部分の説明・質疑応答を行い、次に、傍聴者に御退席いただき、非公開部分の説明と質疑応答について行います。</p> <p>そのあと、傍聴者の皆様に、再度、御入室いただき、審議を継続したいと考えております。</p> <p>皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>（了承）</p> <p>それでは、事務局から「6月部会における審議の概要と補足事項」及び「6月部会からの変更点」のうち、公開部分の説明をお願いします。</p>
事務局 (栗島主任)	（公開部分に係る説明）
吉崎議長	<p>公開部分についてただいま事務局から説明をいただいたので、質疑応答に移りたいと思っております。</p> <p>これ以外でも公開部分全体について質問等ある場合は挙手していた</p>

	<p>だき発言をお願いします。</p>
<p>●●委員</p>	<p>いくつか質問があります。1つ目の質問が排水対策についてです。排水を強化するのは大変良いことだと思います。その対策について、スライド③で、法尻に透水性材を使用するというので、このことは排水に寄与する一方で、こちらに地下水が集中すると法尻の侵食や崩落を招くのではないかと懸念もあります。法尻の侵食対策や土砂が移動しない構造に対策されているのでしょうか。</p>
<p>事務局 (栗島主任)</p>	<p>法尻の対策については、パワーポイントの図では示されていませんが、基本的に、法尻には排水施設が入ることになります。この排水施設については、以前お配りした赤ファイル中の図面のインデックス1の6ページ目のA3図面に青い線が入っています。これが排水施設になります。こちらで、出てきた水を速やかに排除するという形になっています。流量計算につきましても、法面全体を(流域として)背負っている形で計算しております。法尻の対策として、基本的には、法面保護工として植生基材吹付工が行われることと、法尻の部分に排水施設が入りますので、基本的にはそこに水が溜まったり崩れたりすることはないと考えております。</p>
<p>●●委員</p>	<p>排水施設に透水性のある材料を使うことで、湧水が起こりやすくなるのではないかと感じましたが、侵食の防止に関する対策をしっかりとやられるようでしたら、それはよろしいかと思います。</p> <p>二つ目の質問が、巡視監視体制を新たに作るとの説明をいただきましたが、異常があった場合、住民との情報共有も行った方がいいのではないかと思います。</p> <p>警察に情報提供する話は聞きましたが、異常を発見した後、それを速やかに住民とも情報を共有するという体制があると良いのかなと思いました。</p>
<p>事務局 (栗島主任)</p>	<p>このことについて、(異常時の連絡先として)地元と直接関わる場所としては、市役所、消防、警察と聞いております。</p> <p>ただ、その中身というのは、これから具体的にになっていく部分もあると思います。また、特に消防ですと、下田のような地域は、消防団が非常に(住民に)近いところで関わっています。市役所もしっかりとした情報が入れば、適切な判断ができるのではないかとこのところではあります。</p> <p>この資料をご覧ください。赤字のところの連絡調整体制ですが、こちらがしっかりと末端の地元まで伝わるような形で、事業者には検討いただけるようにしたいと考えています。</p>

<p>●●委員</p>	<p>万が一崩れたという場合、速やかに情報が住民にいくような形で御検討いただけると良いのかなというように思います。あと、これは質問ではなくコメントになりますが、施設の安定性が向上するというので、今回、ハード・ソフト両面において再検討いただきました。それにより施設の安定性が万全だということを、ぜひ住民の皆さんにも理解いただくような努力をされた方が良いと思います。</p> <p>特に熱海の災害がありまして、こういった改変に対する不安が大きくなっていると思うので、それを解消するような努力が必要なのではないかと感じました。</p>
<p>●●委員</p>	<p>今回、熱海のこともあって、慎重にならざるを得ないですが、今日のこの話の中で、再検証の結果、林地開発許可審査基準に適合していることが再確認されたとなっていますが、これをもう少し具体的に説明をお願いしたいです。</p> <p>前回の審議と二重の説明になるかもしれませんが、盛土について、この例規集による審査基準では、基本は15mだと示されています。15mを超える場合にはいろいろな対策を行い、災害が起きないようにするという基準がここにあります。あくまでも15mを超えた60mの盛土にしなければいけなかったのでしょうか。それから、工事の時期とか、そういうことについての再検証は無かったのでしょうか。原則は15mなのに、なぜそれを超えて、高盛土を作らなければならなかったのか、工法としてはどうしてこのような方法を選ばなければいけなかったのか、そういう再検証は事業者から特になかったですか。</p>
<p>事務局 (栗島主任)</p>	<p>今回の再検証に関しては、15m超の盛土が危険であるということであればそれを見直すこともあり得ましたが、当初の設計のコンセプトからして、発電量を確保するために一定の平場、緩い法面が欲しいということで、こういった構造にしないと事業的になかなか厳しいという前提でこの設計をスタートしているので、基本的にはこれを抜本的に見直してはいません。安全性に関して見落としていること、具体的にはエラーですとか、設計としての不足が基準と見比べたときに無いかについて、安定計算書、土質調査の結果を見ながら、漏れがないかということを確認したという形です。</p>
<p>●●委員</p>	<p>するとこれは事務局の方でそういう盛土のこと、工法とか、擁壁、法面保護、排水施設も含めて細かくいろいろと書いてありますが、これについてはすべてチェックをされて、その基準には、適合している、もしくは安定は確保されているというように、解釈されるということでもよろしいでしょうか。</p>

事務局 (栗島主任)	はい。基本的には申請者がこれでいいといったものに対して、我々の審査が次に入りますので、その基準に則って審査し、基準適合という判断をしているということになります。
●●委員	その上で、●●委員からの質問のように、排水の部分、つまり堰堤に水がたまると圧がかかるので、下流に出ていく水の量を調節するという理解で良いでしょうか。
事務局 (栗島主任)	この調整池という施設につきましては、(開発前は)森林にたまった水がゆっくり出てくるところ、開発すると、一気に出てくるのを緩和します。基準的に言うと、0.6のものが0.9出てきてしまうということになるので、それを一時的にここ(調整池)で貯めて、ゆっくり出すという施設になります。
●●委員	今回の盛土の擁壁から調整地までの間の、水量の変化は基本的にないのでしょうか。
事務局 (栗島主任)	ここの盛土から調整池までの水量の変化については、表層の変化は基本的にはありません。この出てくる水の量は、基本的に林地開発だと常水や、湧水のすごいものがなければ、表層の降った雨を考えるため、基本的に表層の形状と、降った雨の量の設定を変えなければ、ここに出てくる水の量は変わりません。
●●委員	量というよりも、時間差みたいなものは、起きますか。
事務局 (栗島主任)	時間差につきましても、0.9というものはほぼ裸地の状態で、一番早く出てくることを想定しています。防災としては、早く出るほうが危険になります。
●●委員	要するにその盛土の擁壁に、0.9で水が出てくるわけですね。そうするとその盛土の擁壁のところ、その縁のところに水が溜まっていくわけですね。その水抜きの、その速度というか、水抜きのスムーズさについて、今回は、検証されたのでしょうか。 あそこにどんどん溜まっていくとどんどん水圧がかかって来ると思いますが、基本的には溜まらないように計算をして、調整池まで導くという考えでよろしいですか。
事務局 (栗島主任)	はい。
●●委員	調整池から、場外に出ていく水の量と速度についても、下流の農地に影響を及ぼすことは、今のところ考えられないと思ってよろしいですか。
事務局 (栗島主任)	そうですね、基本的なルールとするのが、下流の流下能力に応じた量で、この調整池の穴「オリフィス」から、水を放流するという設計

	<p>になるので、増えた分は抑えることとなります。さらに、下流の河川のネックポイントがありますので、そこで溢れないように、この現場で増えた量が溢れないように設計されています。基準の降雨の範囲であれば、下流の流量が増えるという問題はありません。</p>
吉崎議長	<p>他に委員の皆さんからこの公開の内容についての質問等ございませんか。</p> <p>緑化の件は皆さんいかがですか。なかなか難しく、災害の防止を優先しようと思うと、いかに裸地部分を早く緑で被覆し、雨による侵食を防止するかということ優先することになるので、今の日本の緑化の方法ですと、どうしてもある程度外来種を使って最初に表面を被覆し、雨による侵食を抑えるということ、優先せざるを得ない部分もあるかと思っております。</p> <p>ただ一方では、国立公園とか国定公園とかといった自然公園の中、もしくはその周囲のところ、環境保全を優先しなければいけないようなところでは、極力在来種を使って、緑化をしていくことを優先する、もしくは在来の種子を、優先的に入れていって緑化することになります。</p> <p>今回の場所というのは特に国立公園の特別地域とか国定公園のような自然公園ということではないので、ある程度、この外来種の利用は、やむを得ない部分もあると思っておりますが、一方で、この林地開発許可基準の中に、災害の防止、水害の防止、環境の保全、水の確保というのが入っていて、災害の防止と環境の保全という、両方を考える上での外来種の適用をどう考えるのか、ということになるかと思っております。その辺について、委員の皆さん、何か御意見等があればお聞かせください。</p>
●●委員	<p>私が一番心配するのは、ここに国産種子を極力優先して使用すると書いてありますが、実際に、そのように努力をしていただけるのでしょうか。理想として考えはあるものの、実際に、それが実現するように努力していただけるのかという点が重要と思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
事務局 (栗島主任)	<p>書いてあるとおりです。聞き取ったとおり、極力皆様に伝えるようにしてまいりまして、国産種子を極力優先して使用という回答をいただいたので、その努力は当然していただけるものと思っております。</p> <p>ただ、それ(国産種子)について、仮に近場で調達できず、特定の時期に緑化したいとなったときに、外国産種子が入らざるを得ないという際は、そちらを選択する可能性も残しています。極力と付いている</p>

	ので、努力はしていただけていると思っています。
●●委員	●●委員から緑化に関して、シカ対策の御質問も前回いただいております。先ほど、パネルの下は、草本植生を目標にすると説明がありましたが、シカ対策はどうなるのでしょうか。敷地内に入れないようになるのでしょうか。
事務局 (栗島主任)	資料がないか確認します。持ち合わせていないかもしれません。
●●委員	結果として、草地植生ができるのとシカを集めることになるので、周辺にシカの食害を助長するという結果にもなりかねません。その点について、検討内容を教えてください。
事務局 (栗島主任)	申請の段階で事業者と協議いたしまして、通常、太陽光発電所ですと太陽光パネルを敷くところを(柵で)囲うのが、電気事業法の保安上のルールになります。太陽光パネルを敷かない法面につきましては、通常、(柵を)法尻に設置して、パネルを敷かないところには設置しないものですが、今回事業者の方で、緑地しかない部分や法面も含めた外周を保安用の柵で囲ってもらおうという形で、全面的に柵で囲われることとなります。その柵に有刺鉄線をつけるので、シカが入らないようになっています。 ただ、山での話になるので、低いところに入ってしまふことはあるため、先ほど説明した点検項目に基づく法面の点検等を行う際に、異常があれば、そのような点も含めて発見されると考えております。
吉崎議長	公開部分で他にありますか。●●委員、お願いします。
●●委員	6月24日に出席できず、申し訳ございませんでした。 もしかしたら皆様既に共有されていることかもしれませんが、先ほど●●委員がおっしゃられたように、(開発面積が)大変広い区域であることと、(盛土高について、原則)15mを60mにしなければならないこと(懸念)がありますが、事業者が、主体的に、改めて熱海の土石流を踏まえた上で構造検討をしてくださった結果、今日のこの会議では、より安全性を求めたものが提案されていると受けとめています。 しかし、先ほど県の説明で、設計コンセプトがあるので、60mをベースとして構造検討されているということでしたが、他案を複数検討できなかったのか、という点を疑問として持っています。 再検証することは大変すばらしいことですが、再検証をするときに、基準に沿った構造と言いますか、設計コンセプトの変更というものはなかったのでしょうか。 県で構造検討され、先ほど説明にあったとおり、(基準に)適合して

	<p>いるということで、開発行為を認めることになり、今日の審議に至っているということでよろしいでしょうか。要するに、県が、この構造検討の内容を了承していると受けとめて良いのでしょうか。</p> <p>昨今の自然災害の激化に対しては、私たちの予測を超えていると思っております。そういったことから、基準をはるかに超える災害に対して、技術力によってどこまで対応できるのかという、専門分野ではないので申しわけないですが、心配をしております。</p> <p>また、あと1点です。住民の理解ということで、熱海の土石流があってからというもの、私たちの周辺でも、様々な盛土問題が懸念されております。私たちの住宅地でもやはり同じような課題が住民の皆様から上がっています。ぜひ、開発行為に関わる構造的な検討課題を、住民の皆様と共有していただくという必要性を、私は求めたいと思っています。</p>
<p>事務局 (栗島主任)</p>	<p>先ほど●●先生がおっしゃった内容と重なる部分もあると思いますが、盛土の構造につきまして、15mを原則超えないというのが基準であって、60mというのは、はるかに超えているところだと思います。こちらについては、「やむを得ず」というところが非常に判断の難しいところでして、その部分は、事業性、事業がどのように成立するか、という点に依らざるを得ないと考えております。基本的にこの案件だけではなく、従来から15mを超える場合もございまして、盛土高が15mを超える場合は、次の技術的基準によるということで、静岡県は、かなり厳密に、この15mを超えた場合の対応というものを(基準として)作っております。この、15mごとに独立した擁壁で区切るという考え方は、一つのまとまりとして、滑り面を15mごとに区切り、安全性を高めるという基準になっています。</p> <p>15mを超える場合というのは、この案件だけではなく、(事例が)かなりあるということと、また超えた場合には、より厳密に、厳しいところまで(対策を)求めているというような形になります。その基準というのが下に書いてあるものになりますが、こちらについては、すべてクリアしている形になっております。</p> <p>このため、委員がおっしゃったように、当然、審査者として我々の方も、この構造で基準適合であるというように判断しています。その適合したものに対し、「15m以下と書いてあるので、15m以下で見直さないと駄目ですよ」ということは、強制力を持って言える部分ではないということになります。</p> <p>ただ、当然、当初から「基準は、原則15m以下になっています」と</p>

	<p>いうことは、指導をしてきております。</p> <p>2点目の件については、今後、事業者と話をする中で参考として伝えていきたいと思っております。</p> <p>この後、住民との合意形成に関しては、個別にお話する時間があると思しますので、この部分について、突っ込んだ内容、具体的なお話等ありましたら、その時に頂戴できればありがたいです。</p>
吉崎議長	●●委員よろしいでしょうか。
●●委員	分かりました。
吉崎議長	<p>それでは、公開部分の質疑応答については以上にしたいと思いがよろしいでしょうか。</p> <p>特にないようですので、公開部分の質疑応答は以上といたします。最後にまた(審議の)機会がありますので、何か御発言があればその時にお願ひします。</p> <p>それでは、続きまして、非公開部分の審議、質疑応答に移りたいと思ひます。傍聴者の皆様は、お配りした傍聴要領に基づき一旦退席をお願いいたします。</p>
	(傍聴者退席)
吉崎議長	それでは、非公開部分の審議、質疑応答に入りたいと思ひますので、まずは事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (栗島主任)	(非公開部分に係る説明)
吉崎議長	<p>ありがとうございます。それでは、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思ひます。</p> <p>●●委員、お願いします。</p>
●●委員	<p>黄色いファイルのA3の審議の概要のところ、私の前回の意見に対する回答がいくつかあるのですが、それについて順番にいきたくと思ひます。</p> <p>(非開示情報)</p> <p>事業者は、(モニタリングを)完成後と工事期間中と両方やってくださるといことですか。</p>
事務局 (栗島主任)	<p>この(説明スライドの)記載のとおり、許可後直近の調査予定時期に1回やるという回答です。</p> <p>(非開示情報)</p> <p>このため、「直近の調査予定時期」という回答になっています。</p>
●●委員	<p>ということは、工事前にやっていただけの訳ではないということでしょうか。</p>

<p>事務局 (栗島主任)</p>	<p>そうですね。</p> <p>伝え方として非常に難しい部分で、事業者の言い方としては、他法令との調整がございますので、直ちに着手はないということで、基本的には、着工前になるのではないかとということ。</p> <p>(非開示情報)</p> <p>書面として出ているのは、ここまで(スライドを示す)。今、県と事業者との調整の中で、森林審議会での議論の内容も事業者に伝えていて、事業者は、「専門家からの意見に対しては真摯に受け止めて対応していきます。」という方針ではあるものの、最終的なゴールは、事業計画書や自然環境保全協定の中で、保全対策としてしっかりと書面に盛り込んでもらうことだと思っていますので、そこまではまだ至っていないという状況です。</p>
<p>●●委員</p>	<p>はい。状況は分かりました。</p> <p>今、おっしゃったように、書面としてきちんと残って、これがきちんと行われるということが絶対必要と思います。</p> <p>(非開示情報)</p> <p>前回の議事録の中にもありますが、森林審議会の求めるところとして、動植物の生息に影響があるような規模で森林が損なわれるのか、それとも残置森林ですとか、今回の場合は外周にさらに事業者が独自の保護地域を設けるということなので、そこがあれば、モニタリングをきちんとすれば、環境アセスに近いレベルで影響を抑えることができるのではないかとというような議論もありました。</p> <p>このため、モニタリングがどの程度きちんと行われるのかということは、すごく重要なところだろうと思いますし、私としては判断が難しいところだと思います。</p>
<p>吉崎議長</p>	<p>そこがこれから皆さんと議論したいところなのですが、前提として、工事期間中、完成後のモニタリングというのが約束されないと、森林審議会林地保全部会として、「環境の保全」というところが確約された訳ではないので、開発許可の最終判断をする訳にはいかないということにするのか、それとも環境アセス等の結果を踏まえてしっかりと工事期間中、完成後も含めたモニタリングについて検討することと(意見を付して答申)するのは大きな違いがあるので、皆さんの御意見を伺いたい。</p> <p>つまり、(答申の)事前に、貴重種の保護・保全を含めた環境保全のための対応がどこかで担保されないといけないのかどうかということについて、皆さんの御意見を伺いたいと思います。</p>

	申請図書においては、工事完了後のモニタリングを実施するつもりはないということですね。
事務局 (栗島主任)	そうです。
吉崎議長	それで、我々の前回の議論で、モニタリングが必要だという意見を踏まえて、「検討したい」と。これについては、森林審議会から意見が付されれば、自然保護課としても環境アセスの方にもこれを反映するよう指導はするということで理解すればよろしいですか。
事務局 (栗島主任)	<p>正確にお伝えしますと、当方(森林法)としては、一般的事項として、行政指導として事業者に指導します。</p> <p>自然保護課としましては、自然環境保全条例という管轄する手続きがございますので、その中でしっかりと保全対策について事業者を指導し、協定を結びます。今、協定の内容について、協議しているところですが、森林審議会の意見についても、専門家の御意見ということで、希少種の保全ということに関しては、すごく重要なものという認識をしてもらっていて、しっかり指導していただけるというように聞いています。</p> <p>環境アセスは、自然環境保全条例とは別の手続きになりますので、もっと広く一般の方や専門家の意見を聴いて、事業者の努力によりそれらを(事業計画に)反映していくものというように認識しています。</p>
吉崎議長	一応認識として理解したうえで、とは言え林地保全部会は独立しているので、そういったまわりの情勢に関わらず、審査基準に則り、現在の事業者からの申請・見解が、環境保全の基準に相当しているかどうかこの場で判断するということですね。
事務局 (松野課長代理)	基準につきまして、県では許可相当と認識しているのですが、それに対して専門的な意見をいただくと。
吉崎議長	はい。最終判断は県の方で実施するけれども、ということですよ。それに対する技術的な意見を我々(森林審議会)は述べるということですよ。
事務局 (松野課長代理)	県の方で審査をして、基準には合っていると思っているけれど、それに対する技術的な意見をいただくと。基準適否については、こちらでは適と判断しています。
吉崎議長	<p>そうだと、事業者が出してきた申請図書で、貴重種について、完了後の調査を実施しないということに対して、県としては、基準に適合していると判断していると解してよろしいですね。</p> <p>林地保全部会としては、工事期間中、完成後も(希少種のモニタリン</p>

	グを)実施する必要があるという意見を持っていると。
事務局 (松野課長代理)	そういった(基準に関わらず、専門的な)意見を出していただきたい。
吉崎議長	意見をどういった形、文書にするかということですね。
事務局 (松野課長代理)	はい。
●●委員	(非開示情報)
事務局 (栗島主任)	(非開示情報)
●●委員	(非開示情報)
事務局 (栗島主任)	少々お待ちください。正確にお伝えします。 (スライドを提示。)
●●委員	(非開示情報)
事務局 (栗島主任)	はい。
吉崎議長	●●委員、いかがですか。 先ほどの議論の中で、森林審議会としては、やっぱり、事前に、工事期間中、工事完了後のモニタリングが約束されるべきだということで意見を出すことになりますよね。
●●委員	アセスをやっていただけるという保証が今のところなさそうなので、事業者にも、現在の(関係法令の)範囲の中で頑張っていたらと思います。 (非開示情報) 最低、モニタリングを実施して、どういう状況になったのかという記録だけは残していただきたいと思います。
吉崎議長	ありがとうございます。他に非公開部分について、御意見はありますか。 非公開部分というのは、希少種の保全と、住民との合意形成・関係法令の対応状況というところですね。住民との合意形成・関係法令についても事務局から報告がありました。これについては、皆さんいかがですか。 今日は、公開部分と非公開部分を分けて審議を行っているので、難しいところがありますが、今、この場で非公開部分を議論しておかないと、後ほど、うまくいかないのでは、御意見がある場合は、遠慮なくおっしゃってください。
●●委員	認識の確認ということになりますが、黄色のファイルのインデック

	<p>ス5に市長の意見が書いてありまして、今のスライドで言うと④にあたると思いますが、この「不同意」という言葉の意味合いが、読んで字の如くで良いのかということをお願いいたします。</p> <p>(非開示情報)</p>
<p>事務局 (松野課長代理)</p>	<p>事業者から書類が出てきたときに、その書類を見て、この事業に同意をするのか、不同意にするのかということが条例で決められています。</p> <p>(非開示情報)</p> <p>不同意というのは、森林法の林地開発許可について不同意ということではなく、あくまでも条例上不同意という通知を出している。</p> <p>(非開示情報)</p>
<p>●●委員</p>	<p>事業者目線でこれを読み解くと、仮にここで林地開発許可が出たとしても、次に、不同意というところに対して、着手するためには、ここをどうクリアして行くのかということがあると、そのような認識でよろしいですか。</p>
<p>事務局 (松野課長代理)</p>	<p>はい。森林法については、事業に対してすべてのものを許可する訳ではありません。あくまで、森林法の求める趣旨に則り、許可をどうかただであって、また別途、例えば、水道水源保護条例ですとか、通称再エネ条例など、必要なすべての法令の許認可や手続きを取らなければ、事業はできないものと考えています。</p>
<p>●●委員</p>	<p>ありがとうございます。理解できました。</p>
<p>吉崎議長</p>	<p>森林法は、いろいろある許認可のうちの一つという理解ですね。</p>
<p>事務局 (松野課長代理)</p>	<p>はい。</p>
<p>吉崎議長</p>	<p>他に御意見、御質問ございませんか。</p> <p>●●委員、お願いします。</p>
<p>●●委員</p>	<p>先ほど、高盛土の断面図が出てきているのですが、そこは平面図においてどこの断面になりますか。</p>
<p>吉崎議長</p>	<p>この敷地造成土工定規図は、平面図のどこの断面にあたるかということですね。</p>
<p>事務局 (栗島主任)</p>	<p>●●委員は、前回資料の赤ファイルをお持ちでしょうか。</p>
<p>●●委員</p>	<p>はい。</p>
<p>事務局 (栗島主任)</p>	<p>赤ファイルのA3図面の右下に番号が振ってありまして、インデックス1ですと11ページに平面図がございますでしょうか。</p>
<p>●●委員</p>	<p>はい。</p>

<p>事務局 (栗島主任)</p>	<p>この図面に、沢の番号が振ってあります。次のページをみていただきますと、図面の標題に「地下排水工縦断図沢①、沢④」等と断面の位置が表示してあります。</p> <p>日新メガソーラーの方も、11 ページに同じ平面図があります。そして、12 ページ、13 ページ、14 ページと断面図を付けてあります。こちらで合わせていただければ、分かるものと思われます。</p>
<p>●●委員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>事務局 (栗島主任)</p>	<p>公開部分の技術的な内容については、また、傍聴者を入れたときに確認の質問という形で伺います。</p>
<p>吉崎議長</p>	<p>はい。ありがとうございます。他に御意見ございますか。</p> <p>もし、無いようでしたら、非公開部分の質疑応答は以上にしたいと思ひますが、皆さんに御相談があります。</p> <p>本日の部会というのは、前回の6月の部会に引き続いて継続審議の部会となっています。本来でしたら、もう少し早く2回目の審議があるのですが、今回、7月の土石流災害が発生したこともあり、事業者による自主的な再検証が行われた結果、今回が2回目の審議となっています。</p> <p>皆さん、これ以上の御意見や御質問がなく、審議を尽くしたということであれば、このまま答申案を作成する、つまり、森林法(第10条の2第2項各号)の規定に該当しないということで、林地保全部会としては認めることとして、答申案を作成するという手順になります。</p> <p>もし、皆さんの方で、まだ審議が足りない、もう少し確認、継続的に審議をしないと、森林法(第10条の2第2項各号)の規定には該当しないとはならないということであれば、本日もう一度継続審議にして、次回、答申案を作成することになります。</p> <p>このことについて、皆さんの御意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。もし、これでよいということであれば、本日中に答申案の作成に移りたいと思ひますが、その辺りの御意見をどなたか御発言いただけないでしょうか。</p> <p>●●委員お願いします。</p>
<p>●●委員</p>	<p>私の専門が関係するところから言いますと、森林法が求めているものに、基準に適合しているか、していないかと言われると、適合しているということになるので、答申をまとめて良いのかなと思ひます。</p> <p>ただ、いろいろと懸念事項はあるので、答申の中で懸念事項を指摘していくという形でよろしいのではないのかと思ひます。</p>
<p>吉崎議長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p>

	他に、いかがでしょうか。●●委員いかがですか。
●●委員	先ほどの、モニタリングの要項を入れていただければ、そこから(答申作成)に進んでも良いかと思えます。
吉崎議長	はい。●●委員、いかがですか。
●●委員	県の方で、適合されているというような判断が示されておりますので、付帯(意見)を付けながら進めていただければと思えます。
吉崎議長	はい。●●委員、いかがですか。
●●委員	お話を聞いて、先ほどの●●委員の御指摘が引っかかるということがございますので、そのところを内容に入れていただければ、進めてもらって良いかと思えます。
吉崎議長	はい。●●委員、いかがですか。
●●委員	私も、モニタリングをしてから着手をしてほしいと、そこが気になっています。その言葉を入れていただければと思えます。
吉崎議長	はい。●●委員、いかがですか。
●●委員	皆さんの意見に同意します。言うまでもありませんが、盛土の危険性も国民が知識をアップデートしている状況なので、答申案の文面でどういう書きぶりにするかというところで、「極めて慎重を要する」という、私たちのメッセージが込められた言葉を抽出したいと思えます。
吉崎議長	皆さんからの御意見は、これで審議を終了して、次の手続きに進んでも良いということで、今日これから、答申案の作成まで頑張りたいと思えます。これには、公開部分と非公開部分がありますので、今から10分ほど休憩時間を取りまして、休憩後にまず非公開部分についての答申案の作成をして、その後に、公開部分の答申案の作成という形をとりたいと思えます。極力12時過ぎまでには終わりたいと思っています。少し時間が掛かってしまうかもしれませんが御了承ください。 それでは、25分まで一旦休憩とさせていただきますので、よろしくお願いたします。
事務局 (水野班長)	皆さんよろしいでしょうか。それでは、この後、非公開部分の答申案の作成に移りたいと思えますのでよろしくお願いたします。 会議を再開いたします。
吉崎議長	それでは、非公開部分の審議から始めたいのですが、希少動植物の保全、地元との合意形成、関係法令の手続き等につきまして、どのような意見を付するかということについて御意見をいただきたいのですが、ゼロから始めると時間も掛かりそうですので、事務局の方から、一番基本となるベースの案を提示してもらいながら進めたいと思いま

	<p>すので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、希少動植物の保全ですけど、「貴重動植物については生息状況を再確認し、事業者が責任をもって保護・保全するよう努めること」というのを意見として付するというのが原案ですが、これについて追加する文言の提案等、御意見があればお願いします。</p> <p>●●委員いかがでしょうか。もう少し具体的に書きますか。</p>
●●委員	これを付帯意見の文言とするということですか。
吉崎議長	そうです。その原案です。ここに文言を追加する必要があるかどうか御意見をいただきたいです。
●●委員	ここには、具体的なことはあまり書かないということでしょうか。
吉崎議長	種名を書いてしまうと、最後に公開部分と合わせて付帯意見として出すときに難しいので、具体的な種名は書かない方が良いかと思いますが。
●●委員	<p>これ(原案)だと、弱いといいますか、「貴重種は大事にしようね」というような一般的なメッセージしか事業者に伝わらないような気がします。</p> <p>種名は入れないにしても、モニタリングを確実に行っていただけるような文章を入れたいと思うのですが。</p>
吉崎議長	<p>例えば、「貴重動植物については、生息状況を再確認し、工事中及び供用後のモニタリングを実施」、工事前は「生息状況を再確認」ですよ。</p> <p>それでは、「貴重動植物(●●)については、生息状況を工事前に再確認し、工事中及び供用後においては、モニタリングを実施することにより、事業者は責任をもって保護・保全に努めること」、これでどうですか。</p>
●●委員	そのモニタリングの結果を、自然保護課等に報告し、協定の中で協議を行っていくということをどこかに書いていただけますか。
吉崎議長	どう書きますか。
●●委員	「また、」のような形で、下に書くのはいかがでしょう。
吉崎議長	<p>「また、モニタリングの状況は、逐次、関係部局へ報告し、対応について指導を受けること。」</p> <p>貴重動植物(●●)としますか。これ、かっこ()は●●ではなくて、●●あるので(●●)をとっても良いですか。</p>
●●委員	はい。
吉崎議長	「貴重動植物については、生息状況を工事前に再確認し、工事中、供用後もモニタリングを実施することにより、事業者が責任をもって、保

	護・保全するよう努めること。」「また、再確認、モニタリングの状況については、適時、自然保護関係部局へ報告し、保全措置等の対応について指導を受けること。」これでいかがでしょうか。
●●委員	はい。
吉崎議長	「保護・保全するよう」ではなく、「保護・保全に」で良いか。文章におかしいところはないでしょうか。これで、我々の意図は十分伝わりますか。
●●委員	「適時」なのですが、●●場合、なるべく早くというのは、「適時」ですかね。●●に限らず、●●も、見つけたら早く報告、相談したださらないと、開発してしまえばそれで終わりといったようなことになりかねないので、タイミングはすごく難しいと思います。前回は、●●委員の御意見の中にあっただと思いますが、自然保護課との協議のタイミングというのが、状況が変わったとき、結果が出たときに、なるべく早く指導を受けたり、相談をしたりして欲しいというのは、「適時」でしょうか。
吉崎議長	「適時」か「速やかに」か、どちらかでしょうね。
●●委員	「速やかに」と言っていた方が、安心感があります。
●●委員	(非開示情報)
事務局 (栗島主任)	(非開示情報)
吉崎議長	事業者からすれば、貴重な種が見つかったからと言って、事業地域を減らすというようなことは基本的にはないということですね。
●●委員	「状況について」でいいですね。ここを「結果について」にしてしまうと…。
●●委員	正確に書くのであれば、「モニタリングの状況を見ながら、変化があった場合は速やかに」というようなものが一番いいように思いますが、やはり「適時」かな。
●●委員	最適なタイミングで報告してくださいということですよ。
吉崎議長	そういうことですね。
●●委員	「遅滞なく」でどうですか。
吉崎議長	●●委員どうでしょうか。
●●委員	はい。
吉崎議長	それでは、貴重動植物の保全については、これを案とします。
事務局 (松野課長代理)	両方とも、「付帯意見」ということでよろしいですか。「付帯意見」と「指導事項」がありますが。

吉崎議長	「付帯意見」の方が強いですね。
事務局 (松野課長代理)	念のために、基本的な事項ですが、「付帯意見」は森林審議会の意見を構成する一部になります。「指導事項」は、森林審議会の意見の一部ではなくて、別途伝える留意事項のような形になります。
吉崎議長	では、「付帯意見」の方が答申に付随するものということで、強いということになる訳ですね。「指導事項」ですと、担当部局から事業者の方に伝える指導内容ということになるので、今の皆さんの意見の強さから言えば、両方とも「付帯意見」ということでよろしいですね。
委員一同	はい。
吉崎議長	ありがとうございます。では次に行きます。 周辺住民等への説明ですが、「周辺住民等への説明について、事業計画や事業の進捗に応じた説明会を開催するなど、周辺住民の理解が得られるように努めること。」(が原案)ですけれど、追加する文言はございますか。 特に異論はなさそうですね。皆さん、黄色のファイルのインデックス2番のA3を見てください。ここに原案が出ておりますので、こちらを見ながらお考え下さい。
●●委員	自治体が賛同していないといいますが、下田市から意見があったと思いますが、そういった自治体への協議や説明については、ここに記載しなくてよろしいでしょうか。
吉崎議長	こちらについては、次の他法令の手続きの中で、「「静岡県環境影響評価条例」、「下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギーの調和に関する条例」及び「水道水源保全条例」等、本事業にかかる関係法令を遵守すること。」「また、環境影響評価の結果により、事業計画の変更が必要になった場合は、林地開発許可にかかる必要な手続きを行うこと。」という文章で、先ほどの、下田市等が不同意というところについては、しっかり遵守してくださいという文言を入れる予定なのですが、いかがでしょうか。
●●委員	条例を遵守するというのは勿論ですが、自治体からの理解というところも何か書いた方が良く思うのですが、いかがでしょうか。
吉崎議長	法令に遵守するだけではなくて、地元自治体といいますか、下田市の理解、行政の理解ということでしょうか。 下田市の立場は、どういった立場でしょうか。下田市は、この開発を審査する立場でもありますか。今、反対を表明しているのは、下田市議会ですか。

事務局 (栗島主任)	下田市議会と、地元の稲生沢川流域問題研究会です。
事務局 (松野課長代理)	下田市議会は、正しく言うと「反対」という言葉は使っていないくて、市条例に適合していないことを以て、「十分考慮したうえで、審査を行うことを強く要望する。」ということです。
吉崎議長	そうなると他法令のところは見合わないの、その前の住民等への説明の頭に、「地元自治体についても理解が得られるように」という文言を入れられるかどうかですね。
事務局 (松野課長代理)	森林審議会の御意見ですので、事務局の方で、入れないでください、入れてはだめです等と言うことはありません。最終的には、森林審議会の意見を踏まえて、県が許可条件をどうするかということ判断することになります。
吉崎議長	「本事業計画地が属する自治体・周辺住民等への説明について」、これでどうですか。
●●委員	そうすると、最後の「周辺住民の理解が得られるよう努めること」とバランスがとれなくなります。
事務局 (松野課長代理)	ただ、下田市は、不同意です。説明をしていただきたいというのがありますが、条例上、不同意です。そこが難しいところです。
吉崎議長	条例上不同意なのに理解してもらえよう努めること、というのもまた変な感じですね。
事務局 (栗島主任)	特に、「進捗に応じた」となると、こちらが、事業が着工することを前提に話をしているように見えますので。
●●委員	下田市について、(文言を)入れ込むのは難しいことが分かったので、無くても良いかと思えます。
吉崎議長	おそらく、他法令との手続きのところ、法令遵守ということ付帯意見として付すので、これはすなわち、下田市の理解を得なさいということとイコールになると理解してよろしいですね。 とりあえず、住民との合意形成のところには入れずに、こちらに法令遵守と書いてあるので、その心には、「ちゃんと下田市の理解を得てくださいね」ということが含まれていると解釈してもよろしいですか。
●●委員	良いと思えます。
吉崎議長	非公開事項は以上ですかね。これらはすべて「付帯意見」ということでよろしいですか。「貴重種の保全」と「周辺住民への説明」と「法令遵守」、よろしいですね。 それでは、非公開部分の審議は、以上とさせていただきます。次

	<p>は、公開部分の審議に入りますので、よろしくお願いします。</p>
吉崎議長	<p>傍聴者の皆さん、お待たせしてすみませんでした。</p> <p>現在、審議はほぼ終了しまして、森林審議会林地保全部会として、どのような意見を付するのかという議論をしております。その上でこれから公開部分について、どのような意見を付するのかという審議を進めたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
吉崎議長	<p>それでは、森林審議会において、森林法の中で、審議していく項目として「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、それから「環境の保全」というようになっておりますので、順次進めたいと思います。</p> <p>まず、防災対策として、「①想定した雨量強度を超える豪雨があった場合も工事中も含めて、下流域の被害が軽減されるように、土砂や濁水の防止対策に万全を期すること」、「②工事に伴い発生する土砂、伐採木が下流域への災害の発生源とならないように、伐採の手順等、適切な処理を行うこと」、「③主要な防災施設の施工にあたっては、盛土材及び基礎地盤の土質や表流水及び湧水の有無を適切に把握し、これらを踏まえた設計・施工を行うこと」というのを原案にしております。</p> <p>先ほど言いましたように、この黄色いファイルのインデックスの2の部分を参考にしながら、委員の皆さんの御意見をお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>まずは、●●委員の御意見をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。</p>
●●委員	<p>最初の文章(①)については、私もこういった文章が必要だと思います。今、想定しているのが、3年確率の雨量ですか。3年確率というとすぐ起こってしまうような降雨で、その基準を満たしていればいいという話ではないように思います。やはり、何十年確率という、降雨でも対応できるような対策をとっていただく必要があるのかなと思ひまして、こういった文章が必要だと思います。</p>
森林保全課 (栗島主任)	<p>今の3年確率について補足で説明させていただきます。それぞれ施設によって想定する降雨量が変わりまして、先に説明しました洪水調整池につきましては、林地開発許可審査基準(に基づく)30年(確率)の設計になっておりまして、こちら市土地利用事業にかかるということで50(確率)年の設計になっております。</p> <p>表面の排水施設につきましては、先ほど法尻に排水(施設)を入れますというようなことをお伝えしましたが、そちらにつきましては10年確率です。</p> <p>3年確率というのは、地下に入っている暗渠管です。地下暗渠の能力</p>

	<p>が、施工中、特に水が集まるということで、施工期間を勘案しまして、3年ということで設計されています。以上補足させていただきました。</p>
●●委員	<p>もちろん洪水というのも災害になると思うのですが、やはり家屋が破壊されたり、人命が失われるというのは、土砂災害が大きいのかなと思うので、そう考えると、排水は大変重要だと思います。</p> <p>3年というのが、工事中最もリスクが高まるのはわかるのですが、それにしても、やはりもう少し余裕を持ったというか、大きな雨があっても、被害が起きないような対策を講じる必要があると思います。</p>
吉崎議長	<p>はい。文章としては、「想定した雨量強度を超える豪雨があった場合も」という文章が入っていることで、●●委員がおっしゃったような意図は表現されているという理解でよろしいですね。</p> <p>2項目（文章②）、3項目（文章③）について、何か追加する文言等ございますか。</p>
●●委員	<p>2番目（文章②）については、伐採もそうですけど、土工の手順も考えた方がいいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局 （栗島主任）	<p>補足になりますが、こういった大規模な事業になりますと、どうしても下から道を開けていって、流域を変えながら山を切って谷を埋めてということになりますので、それぞれ要所要所で、施工中の防災計画を提出させておまして、その中で仮設の防災計画を審査しております。その上で、そういったことが適正に履行されないと災害のおそれに繋がりますので、こちらとしても重要と考えておまして、（許可の）施行後についても指導して参る所存です。</p>
吉崎議長	<p>他にございますか。御意見あるようでしたらお願いします。</p> <p>特に追加の文言等がないようでしたら、災害・水害（の防止）については、この文章をもって、（意見を）付するということにしたいと思います。</p>
●●委員	<p>「シカの食害対策を行う等により確実に緑化を行う」という文言があったと思うのですが、それは削るといことなんでしょうか。</p>
吉崎議長	<p>シカの食害ですね。これ、どうしましょう。付帯意見にしますか、それとも指導事項にしますか。</p>
●●委員	<p>緑化を確実に行うということも、1項目あるといいのかなと思いました。</p>
吉崎議長	<p>なるほど。（付帯意見に）入れましょうか。指導事項というよりは、どちらかという、土砂流出防止という目的なので、今回はそれをしっかり入れていただくということにしたらいかがでしょうか。</p> <p>●●委員から御意見をいただきましたが、「法面等については、シカ</p>

	<p>の食害対策を行う等により、確実に緑化を行い、土砂の流出防止に努めること」という文言を、先ほどの案の中に並列で加えます。</p>
●●委員	<p>はい。ありがとうございます。</p>
吉崎議長	<p>災害・水害の防止については、これで御了解いただいたということにさせていただきます。次は、景観の方、いいですか。</p> <p>環境の保全のうち、景観保全についても、●●委員から御意見をいただいていたと思いますので、景観対策について、「主要道路等からの景観保全について、工事中の景観阻害が最小限となるよう努めること」という文言を入れさせていただこうと思っているのですが、●●委員いかがでしょうか。</p>
●●委員	<p>計画のシミュレーション等が出ていないのでわからないのですが、先日現地調査を行った上では、鉄塔とか送電線等の太陽光パネル建設事業に付帯する施設についての景観を一体的に保全していただきたいと考えています。景観阻害のみならず景観改変が最小限になるような、配慮が必要というような文言も入れていただきたいと思っております。</p> <p>また、現地では見えにくかったのですが、先ほども大きな土地の改変が予測され、南面に向きます。そういったことから、今後、景観阻害が起きないという保証はないので、文言を入れていただければと考えています。</p>
吉崎議長	<p>「景観阻害、景観改変が最小限となるよう努めること」という文言を入れましたが、さらに、鉄塔や送電線等を含めて、というような具体的な指摘が必要でしょうか。</p>
●●委員	<p>パネル建設をして、送電線とか鉄塔が建ってくる可能性が(あります)。そうでなければ電気が繋がりませんので。</p> <p>必ずこの鉄塔・電線がどのように建つのかということが、大きな景観阻害になってくると考えています。その文言を入れてください。</p>
吉崎議長	<p>主要道路等からの景観保全について、「送電線や鉄塔を含めて…」。</p>
●●委員	<p>太陽光パネル建設に伴う付帯の施設ですよ。</p> <p>付帯の施設についての景観阻害、景観改変が最小限となる(という文言を入れていただきたいです)。</p>
吉崎議長	<p>「付帯施設を含め、工事中の景観阻害、景観改変が最小限となるよう努めること」これでいかがですか。</p>
●●委員	<p>付帯施設というのは、コンディショナーのような施設内に建設される施設・工作物ではありません。</p>
吉崎議長	<p>もっと大きなスケールで、鉄塔や送電線等のことでしょうか。</p>

●●委員	はい。電線は埋設するという工法もありますけれども、どのように整備されるのか把握できませんので。具体的に入れていただいた方が良いでしょう。
事務局 (松野課長代理)	鉄塔につきましては、この事業者が建てるものではなく、他の事業者が建てるということです。鉄塔自体は、この事業者は建てないということです。
●●委員	事業地の中であっても(他の事業者が建設するのか)。
事務局 (栗島主任)	事業地の中は、埋設になると聞いています。
吉崎議長	事業地の中では埋設。
事務局 (松野課長代理)	鉄塔自体は、本事業では計画されておりませんので、別の送電事業者が建てることとなっています。
●●委員	パネルの電気を送電するにあたって、(鉄塔を建設する)事業者は別だとおっしゃるのですが、その方たちに対しては、どのように助言させていただくことができるのでしょうか。
事務局 (松野課長代理)	法律上は、林地開発許可を取ろうとする者以外の方には、効力は及びません。もし、言うのであれば、事業者から、その関係業者に意見を伝えて、お願いするという程度が、限界だと思います。
●●委員	今回の事業のために、鉄塔や送電線を追加する工事が行われるということですか。 それとも既存の鉄塔や送電線に、今回の事業地からの電気が送られるということですか。 今回、事業地外に送電線や鉄塔が新たに作られるかどうか。
事務局 (栗島主任)	最寄りの鉄塔から引き込み線を、川の対岸から繋げるような設計になっておりまして、山の尾根に鉄塔が出てくることになります。
●●委員	(鉄塔が)新たにできるということですか？
事務局 (栗島主任)	はい。 ●●委員から、今の御意見を事前に伺っていたものですから、そちらの手続きについて確認したところ、景観法、景観条例でしょうか、下田市は持っております。その手続きがかかるということで、下田市が引き込み線の電気事業者と、しっかり協議をして担保されるということを確認しております。
吉崎議長	事業地外のことについては、別途下田市の条例があるので、こちらの方で対応していただけるのではないかと説明でした。
●●委員	事業者が違っていると、法的な制約が加えられないということなのですが、適切な景観を担保するという事は、これだけ大規模な開発が行われ

	<p>るなかで、この鉄塔の存在、送電線の問題、大きな（景観）改変が起きると考えます。</p> <p>よって、やはり県から下田市に、一体的な景観保全をしていただくように依頼してください。</p>
吉崎議長	<p>その件については、付帯意見に入れるというよりは、指導事項に入れる方が適切でしょうか。</p>
●●委員	<p>指導事項でもよろしいのですが、送電線、鉄塔がなければ、この太陽光パネルは電力を送電できないので、事業者が違うからという（ことで済ませるのではなく）、その辺について、景観保全されるような担保をしていただきたいと考えます。</p>
吉崎議長	<p>鉄塔や送電線が、事業地内に追加されるわけではないので、付帯意見として、そこまで踏み込むのはなかなか難しいのではないかと。一方で、下田市には景観法、景観条例があるので、そのことを事業主として遵守してくださいということを、指導事項として入れる、という対応でどうでしょうか。</p>
●●委員	<p>承りました。それでよろしいです。きちんと下田市に伝えてください。ただ、（指導事項とするのは）事業地外の部分だけにしてください。</p>
吉崎議長	<p>付帯意見としては、「主要道路等からの景観保全について、工事中の景観阻害、景観改変が最小限となるよう努めること」ということにさせていただきます。指導事項として「鉄塔や送電線を含む付帯施設については、下田市景観条例等に従って、手続きを進めること」と、このようにさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局 (栗島主任)	<p>景観条例は、正式名称を確認し、答申に反映させていただきます。</p>
●●委員	<p>はい。ありがとうございます。</p>
吉崎議長	<p>最後に「農業用水の保全」についてです。</p> <p>農業用水については、森林法に定める林地開発許可の4要件のうち「水の確保」に該当するので、項目としては「水の確保（農業用水の保全）」という形で、書かせていただきました。</p> <p>原案としては、「八楠川流域の農業用水について、開発による影響を把握するため、開発前、開発中及び開発後の水量及び水質のモニタリングを行うこと。仮に、開発中及び開発後に、開発前と比較し水量及び水質の変化が認められた場合は、事業者が責任を持って水量及び水質の保全措置を行うこと。また、前記のモニタリングの結果や保全措置について、農業水利用者に周知するとともに、農業水利用者の理解が得られるよう努めること」の3点を、付帯意見としたいと</p>

	<p>と思いますがいかがでしょうか。</p> <p>特に追加する文言等はありませんか。</p>
吉崎議長	<p>はい。では、どなたも手が挙がってないようですので、この文言で進めたいと思います。よろしいですね。ありがとうございます。</p>
事務局 (栗島主任)	<p>送電線・鉄塔の景観に関する指導事項以外は、全て付帯意見ということでよろしいでしょうか。</p>
吉崎議長	<p>送電線・鉄塔の景観に関する意見は指導事項とさせていただきますが、それ以外の内容については、全て付帯意見ということでよろしいですね。</p>
(各委員)	(異議なし)
吉崎議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>委員の皆さんからの御意見をいただきながら付帯意見と指導事項がまとまりましたので、最後にもう一度通して読み上げますので御確認をお願いします。</p> <p>(災害の防止・水害の防止)</p> <p>○想定した雨量強度を超える豪雨があった場合も、工事中も含めて下流域の被害が軽減されるように、土砂や濁水の防止対策に万全を期すこと。</p> <p>○工事に伴い発生する土砂、伐採木が下流域への災害の発生源とならないように伐採・土工の手順など適切な処理を行うこと。</p> <p>○主要な防災施設の施工に当たっては、盛土材及び基礎地盤の土質や、表流水及び湧水の有無を適切に把握し、これらを踏まえた設計・施工を行うこと。</p> <p>○法面等については、シカの食害対策を行う等により、確実に緑化を行い、土砂の流出防止に努めること。</p> <p>(水の確保(農業用水の保全))</p> <p>○八楠川流域の農業用水について、開発による影響を把握するため、開発前、開発中及び開発後の水量及び水質のモニタリングを行うこと。</p> <p>○仮に、開発中及び開発後に、開発前と比較し水量及び水質の変化が認められた場合は、事業者が責任を持って水量及び水質の保全措置を行うこと。</p> <p>○また、前記のモニタリングの結果や保全措置について、農業水利用者に周知するとともに、農業水利用者の理解が得られるよう努</p>

	<p>めること。</p> <p>(環境の保全(景観対策))</p> <p>○主要道路等からの景観保全について、工事中の景観阻害・景観改変が最小限となるよう努めること。</p> <p>○(指導事項)鉄塔、送電線を含む付帯施設については、「下田市景観まちづくり条例」に従って手続きを行うこと。</p> <p>(環境の保全(貴重種の保全))</p> <p>○貴重動植物については、生息状況を工事前に再確認し、工事中、供用後もモニタリングを実施することにより、事業者が責任を持って保護・保全に努めること。</p> <p>○また、再確認・モニタリングの状況については、遅滞なく、自然保護関係部局へ報告し、保全措置等の対応について指導を受けること。</p> <p>(周辺住民等への説明)</p> <p>○周辺住民等への説明について、事業計画や事業の進捗に応じた説明会を開催するなど、周辺住民の理解が得られるよう努めること。</p> <p>(他法令の手続き)</p> <p>○「静岡県環境影響評価条例」、「下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」及び「下田市水道水源保護条例」等、本事業にかかる関係法令を遵守すること。</p> <p>○また、環境影響評価の結果により、事業計画の変更が必要になった場合は、林地開発許可にかかる必要な手続きを行うこと。</p>
(各委員)	(異議なし)
吉崎議長	<p>ありがとうございます。では、これを最終案とさせていただきますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、下田市加増野、下田市横川の太陽光発電施設の設置に関する林地開発許可につきましては、森林法第10条の2第2項各号の規定に該当しないと認められるということで、答申をいたします。</p> <p>その上で付帯意見と指導事項を付して、答申とするので、よろしくお願いたします。</p>
吉崎議長	<p>今回、包括諮問に係る答申報告はありませんので、令和3年9月林地保全部会における個別諮問案件の指導事項に対する対応について事務局の方から報告をお願いします。</p>
事務局 (水野班長)	<p>それでは、令和3年9月林地保全部会における個別諮問案件の指導事項に対する対応について、御報告いたします。</p>

	(指導事項、事業者の対応状況について報告)
吉崎議長	<p>ただいま事務局の方から、前回の個別諮問案件の指導事項について、対応状況を報告いただきました。</p> <p>これらの指導事項につきまして、引き続き事業者を適切に指導いただきまして、他の案件の指導にも同時に生かしていただけるように、よろしく願いいたします。</p>
吉崎議長	<p>最後に、次回審議会の開催予定ですが、今回、委員の改選があり、次回以降、この部会も新たな構成となります。</p> <p>このため、新たな構成員が正式に指名され次第、事務局から各委員に開催予定日を連絡することとしてください。</p>
事務局 (水野班長)	了解しました。
吉崎議長	他に事務局から連絡はございますか。
事務局 (水野班長)	事務局からは、この他に連絡事項はございません。
吉崎議長	<p>それでは、これで本日の審議は終了とさせていただきます。</p> <p>事務局におかれましては、個別諮問案件の付帯意見、指導事項に対する事業者の回答など、次回の部会の席上で御報告願います。</p> <p>本日の議事録ですが、事務局で取りまとめ後、●●委員に議事録署名人をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。●●委員よろしいでしょうか。</p>
●●委員	はい。
吉崎議長	ありがとうございます。それでは事務局から他に何かありますか。
事務局 (水野班長)	このメンバーで御審議をいただくのは今回が最後になりますので、吉崎議長から一言御挨拶いただけますと幸いです。
吉崎議長	(挨拶)
吉崎議長	それではすべての議事が終わりましたので、議長の任を解かせていただきまして、事務局の方にお返ししたいと思います。
事務局 (水野班長)	<p>吉崎部会長、ありがとうございました。</p> <p>以上で閉会となりますが、最後に、事務局を代表しまして、宮崎森林保全課長から、皆様に、お礼を申し上げます。</p>
事務局 (宮崎課長)	(挨拶)
事務局 (水野班長)	<p>以上をもちまして、令和3年度静岡県森林審議会第3回林地保全部会を閉会いたします。</p> <p>長時間にわたり、ありがとうございました。</p>